

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月25日(木)14時00分～15時00分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 19人(委員総数19人)

会長	18番	金藤 祐治			
副会長	5番	山田 清	12番	村上 智彦	
委員	1番	松浦 徳和	2番	上峠 数博	3番 中司 邦弘
	4番	植原 宗哉	6番	村上 正	7番 中司 善章
	8番	櫻本 訓由	9番	宮迫 徹也	10番 高橋 泰登
	11番	佐々木 崇	13番	吉原 正紀	14番 松森 智
	15番	中司 睦枝	16番	江田 敏道	17番 米田 健一
	19番	渡邊 直行			

4. 農地利用最適化推進委員の出席 16人(推進委員総数18人)

國近 正有	青山 基裕	迫 勝善	行廣 文徳	深見 和志	檀上 健
金野 省三	小川 隆三	—————	林原 啓	奥本 浩己	—————
須山 猛	柏原 始	藤岡 正宏	向井 猛	中田千種郎	蓼原 勲

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第22号 非農地証明申請について

審議事項(2) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定について

第3 議案(報告事項)

報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第16号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について

報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する受理について

報告第18号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて

報告第19号 農地法施行規則第29条第1項の規定による転用届出に対する受理について

報告第20号 営農型発電設備による発電事業の廃止に係る報告について

第4 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 光伸

事務局職員 高橋 知佐子 土本 充 小田 充彦 藤原 靖子 豊田 詞也

7. 農林水産課職員

課長 市川 昌志

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>それでは、議事に入らせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。委員総数は19名で、本日の出席委員は19名、定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は1番・松浦徳和委員、2番・上峠数博委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は16名です。</p>
農林水産 課長 議 長	<p>議事に入る前に、令和6年度農林水産事業費の重点施策の説明のため、市川農林水産課長が出席されていますので、これを先に行いたいと思います。</p> <p>それでは、令和6年度農林水産事業費重点施策についての説明をお願いします。</p> <p>（資料に基づき説明）</p> <p>ただいま説明が終わりました。質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>（質問、意見なし）</p> <p>それでは、農林水産課長様、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第19号、申請番号50番から66番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号50番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は美ノ郷町本郷の2筆、現況地目は田、面積は合計で771㎡です。 譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は相手方の要望によるです。 なお、当該農地では水稻栽培をする申請となっております。 この申請については、4月4日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号51番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は木ノ庄町木門田の2筆、現況地目は田、面積は合計で591㎡です。 譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では水稻栽培をする申請となっております。 この申請については、4月4日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号52番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は木ノ庄町木門田の4筆、現況地目は田、面積は合計で1,004㎡です。 譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では水稻栽培をする申請となっております。 この申請については、4月4日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>

申請番号53番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は原田町梶山田の4筆、現況地目は畑、面積は合計で252.82㎡です。
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
今回、譲り受け人は、はらだ町空き家バンクに登録のある空き家を取得、その空き家に隣接する当該農地を畑に整備し、自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。
この申請については、4月5日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号54番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は西藤町の1筆、現況地目は畑、面積は434㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は共有名義から単独名義にするためです。
なお、当該農地では自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。
この申請については、4月4日、渡辺委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号55番と56番は関連案件のため、一括して説明いたします。
権利の種類は、贈与による所有権移転です。
申請地は御調町大田の合計3筆、現況地目は畑、面積は合計で305㎡です。
譲り渡し理由は後継者がいないため経営縮小、譲り受け理由は自宅から近く利便性を高めるためです。
なお、当該農地では野菜を栽培する申請となっております。
この申請については、4月8日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号57番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は御調町徳永の2筆、現況地目は田、面積は合計で2,604㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地は畑に改良した後、ぶどうをメインに、一部野菜を栽培し、自家消費する申請となっております。
この申請については、4月8日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号58番、権利の種類は、贈与による所有権移転です。
申請地は御調町徳永の3筆、現況地目は畑、面積は合計で442.05㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、譲り受け人は、現在、当該農地の隣地にある家屋を所有しており、今後は、家屋と併せて農地も管理するという事です。ここでは、自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。
この申請については、4月8日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号59番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は向島町の1筆、現況地目は畑、面積は288㎡です。
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は共有名義から単独名義にするためです。
なお、当該農地では、ハウスでいちごとぶどうを栽培する申請となっております。
この申請については、4月5日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号60番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は向島町の1筆、現況地目は畑、面積は512㎡です。
譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は新規就農者としてです。
なお、当該農地では、野菜を栽培してスーパーへ出荷する申請となっております。
この申請については、4月5日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号6 1番と6 2番は関連案件のため、一括して説明いたします。
権利の種類は、交換による所有権移転です。
申請地は向島町の合計3筆、現況地目は畑、面積は合計で9 2 0 m²です。
譲り渡し理由は相手方の要望による、譲り受け理由は自宅から近く利便性を高めるため交換するです。
なお、当該農地では、野菜、柑橘を栽培する申請となっております。
この申請については、4月8日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号6 3番、権利の種類は、贈与による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町福田の1筆、現況地目は山林化していますが、農振なので畑、面積は3 7 3 m²です。
譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地は現在山林化しておりますが、整備して畑に戻し、柑橘を栽培する申請となっております。
この申請については、4月10日、米田委員、蓼原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号6 4番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町宮原の1筆、現況地目は畑、面積は1 0 4 m²です。
譲り渡し理由は遠隔地に居住するため経営縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では、柑橘を栽培する申請となっております。
この申請については、4月10日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号6 5番、権利の種類は、贈与による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町名荷の2筆、現況地目は畑、面積は合計で3, 0 8 0 m²です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。
この申請については、4月10日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号6 6番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町中野の2筆、現況地目は畑、面積は合計で1, 3 7 2 m²です。
譲り渡し理由は相手方の要望による、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。
この申請については、4月10日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号5 0番から6 6番までにつきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。
補足説明のある方は挙手をしてください。

1 1 番委員

申請番号6 6番について、第7地区では現地調査の後、申請内容について勉強会で検討しています。勉強会で受人の年齢について意見が出ました。この件について、1人で耕作するのではなく、季節臨時雇いを入れること、また受人は建設業を営んでおり、重機と従業員を融通できること、また、申請地は雑木が繁茂した状態でしたが、現況写真のように、重機を入れて整備しており、耕作をする意思があることを感じられました。
以上のことを踏まえ、許可して良いのではということになりました。

議 長

他にありませんか。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号50番から66番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第20号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第20号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
(議案第20号、申請番号3番から5番を議案書をもとに説明)

申請番号3番、所在は向東町の2筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計412.40㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は第2種農地に該当します。

転用目的は農家住宅用地で、住宅1棟、建築面積67.07㎡、合併浄化槽が計画されています。

申請人は、この度、自身の住宅の老朽化に合わせて、住宅を新築したいというものです。市街化調整区域内で住宅を建築する場合、許可申請が必要になりますが、今回の申請は農家住宅のため、建築許可は必要ない旨の回答を建築課より頂いています。

この申請については、4月5日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号4番と5番は関連案件のため一括して説明します。

今回の議案は事前質問を受けましたので回答します。

営農型太陽光から通常の太陽光発電に変更申請する際、ペナルティ、行政処分などはあるのかとのご質問でしたが、特にそういったものはありません。

しかし、結果的に本人に不利益が出るという意味の場合は固定資産税の増額が挙げられます。

それでは議案の説明に戻ります。

所在は瀬戸田町鹿田原の4筆、地目は畑、農振農用地区域外が2筆、農振地域外が2筆、合計2514㎡のうち945.68㎡の一部転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内に2筆、非線引き都市計画区域の用途地域外に2筆あり、全て尾道市瀬戸田支所から300m以内にあるため、農地区分は第3種農地に該当します。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル567枚が設置されています。

申請人は、この度営農型太陽光発電事業を廃止し、通常の太陽光発電事業を行いたいというものです。

この申請については、4月10日、植原委員、中田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号3番から5番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第21号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
(議案第21号、申請番号33番から40番を議案書をもとに説明)

申請番号33番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は久山田町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、749㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分はその他2種に該当します。
転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積63.35㎡、駐車場2区画、庭敷、物干し場、合併浄化槽が計画されています。
譲受人は、この度申請地を購入し、住宅を新築したいというもので、都市計画法に基づく建築許可見込みです。
この申請については、4月5日、山田委員、國近進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号34番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は美ノ郷町三成の2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計279㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。
転用目的は分譲住宅用地で、連棟長屋1棟、駐車場2区画が計画されています。
譲受人は福山市に本店を置く不動産業などを営む法人で、申請地を購入し、分譲住宅として販売したいというものです。
市街化調整区域内で住宅を建築する場合、許可申請が必要になりますが、今回の申請は住宅の改築、建替のため、建築許可は必要ない旨の回答を建築課よりいただいています。
なお、分譲住宅のため申請の際に建築条件を付けた上で申請されました。
この申請については4月4日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号35番、申請内容は使用貸借による権利の設定です。
所在は美ノ郷町本郷の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計218㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。
転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル161枚、発電量49.5kwが設置されています。
譲受人は申請地の営農型太陽光発電事業を廃止し、太陽光発電設備として使用したいというものです。
この申請については、4月4日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号36番、申請内容は使用貸借による権利の設定です。
所在は御調町植野の1筆、地目は田、農振農用地区域外、475㎡の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域にあり、平成5年から10年にかけて土地改良総合整備事業を施行した農地であり、農地区分は第1種農地に該当いたします。
転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積130.50㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。
借受人は、現在親世帯と同居しておりますが、家族が増え、手狭となったことから、この度、父名義の土地を借り受けて住宅を新築したいというものです。
本件農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号「住宅そのた申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。
なお、令和5年3月に農振農用地区域から除外されております。

この申請については、4月8日、櫻本委員、源田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

また、本件は第1種農地に係る転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

申請番号37番、申請内容は贈与による所有権の移転です。

所在は御調町中原の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、142㎡の転用事案です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は墓地用地で、墓石3基及び参拝スペースです。

譲受人は、義理の兄にあたる市外在住の譲渡人から墓地の管理を託されたため、この度、申請地を取得して、墓地として使用するというものです。

なお、本件は平成28年頃に、許可なく墓地が設置されていることから、この度、適正化を図るべく顛末書を付して申請されたものです。また、併せて墓地埋葬法に基づく墓地経営許可の申請がなされており、許可が見込まれております。

この申請については、4月8日、櫻本委員、金野推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号38番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は御調町白太の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、585㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積104.32㎡、駐車場3区画が計画されています。

譲受人は、現在御調町内の借家に居住しておりますが、この度申請地を取得して、住宅を新築したいというものです。

本件は先月3月の定例総会において審議予定でしたが、総会前に譲渡人が亡くなられたため、相続人より取下願と同時にあらためて転用申請がなされた事案であり、現地調査につきましては、先月3月6日に、宮迫委員、金野推進委員と事務局職員で行っております。

申請番号39番、申請内容は使用貸借による権利の設定です。

所在は向島町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、352㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積121.44㎡、駐車場2区画、合併浄化槽が計画されています。

借受人は現在向島町内の借家に居住しておりますが、この度、祖母名義の申請地を借り受けて住宅を新築したいというもので、都市計画法に基づく建築許可が見込まれております。

この申請については、4月5日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号40番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は因島田熊町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、998㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル180枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は北九州市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、本件は経産省によるFIT制度（固定価格買取制度）の対象外の事業でございます。

この申請については、4月9日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行っております。

申請地には隣接する農地があることから、申請人より、農地所有者に対して事前の説明がなされており、事業に対する同意書が提出されております。

なお、隣接農地所有者との接触が困難で未提出のものもありますが、申請人に対しては、引き続き同意書の徴取に努めるよう指導中であり、今後も指導してまいります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号33番から40番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第22号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第22号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第22号、申請番号16番から17番を議案書をもとに説明)

申請番号16番、原田町梶山田の1筆、現況地目は宅地、面積は1,99㎡です。利用状況は、平成10年に隣接地に建設された建物が、誤って当該農地に越境して建設され、現在に至っている状況です。

この土地は、建物がある区域が分筆され、本申請が出されており、分筆前の農地が農用地区域内農地のため、本農地も農用地区域内農地の位置付けになりますが、面積が小さく、農用地区域から除外しても当該地域の農業振興に影響はないということで、除外見込みです。

この申請については、4月5日、金籐委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号17番、御調町大原の4筆、現況地目は原野、面積は合わせて1,078㎡です。

利用状況は、平成21年頃から耕作を放棄し、現在は雑木等が覆い、原野化している状況です。2つ目以降の農地については、公図がなく、明確な位置が分からないのですが、現況写真の点線の中のどこか一部だということは資産税課で確認しております。

農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

この申請については、4月8日、櫻本委員、源田推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号16番及び17番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定をすることに決しました。

議 長

次に、審議事項(2)「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律の第6条第2項の規定により、農業委員会は農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動（最適化活動）を実施することとされております。

令和5年4月1日に法改正があり、指針については、法第7条第1項で努力義務から必須へと変わり、また、農業経営基盤強化法の改正等もあり地域計画の作成が位置づけられたこと等から、全国農業会議所から法改正を踏まえた指針案が提示され、それを参考に、お配りした資料のとおり作成しました。

指針の内容については、委員が農地等の利用の最適化を推進するため、「遊休農地の解消」、「担い手への農地利用集積」、「新規参入の促進」などの活動を行うにあたっての目標や推進方法、評価方法を定めたものです。

目標年度を令和12年度として（これは、県の農業経営基盤強化の促進に関する基本方針及び市の基本構想の目標年度が令和12年度となっておりますので、それに合わせております）、目標年度を令和12年度とし、3年ごとに検証・見直しを行うこととして（案）を作成しております。

指針の内容について、第1の「基本的な考え方」では、尾道市の状況や担い手の高齢化等により遊休農地が増えていることから、地域計画に基づき、機構を利用していくことや尾道市農地バンク制度等を活用していくことにより農地利用を図っていくことが必要であること等を示しました。他、農業委員会の長期的な目標を示し、改選期である3年ごとに検証・見直しを行うことを示しています。

次に第2の具体的な目標、推進方法及び評価方法の、1「遊休農地の発生防止・解消について、現状としては農地面積2,880ha、遊休農地面積は1.5ha、長期的目標として農地面積は現状維持のままとして、令和13年3月は遊休農地をゼロとする目標としています。

具体的な推進方法については、利用状況調査、利用意向調査の実施、農地中間管理機構や農地バンクの活用を示しております。評価方法については、記載のとおりです。

2「担い手への農地量の集積・集約化」について、今後の目標については、先月の総会で令和6年度の最適化目標の設定の時にも説明しましたが、令和12年度までに34.3%とすることにしておりますので、その数字を挙げております。それに向けて、3年後の集積面積を632haとしております。

参考の担い手の育成・確保については、市の農業振興ビジョンの値を活用し、入れていきます。

推進方法として、地域計画の取組、農地中間管理機構との連携、地域の状況に応じた農地の利用調整、そして所有者不明農地については、機構を介した貸借はできるので、その制度を活用することを挙げています。評価の方法については記載のとおりです。

3「新規参入の促進」について、今後のあらたな参入者の目標としては、3条申請の時に使っている「新規就農者」、JA等に出荷をして売り上げ目標がある方、自家消費ではない方を新規参入として目標設定していくこととし、令和5年度の実績の7人を今後の目標として設定しました。法人については、実績の4法人から目標を2法人に減らしましたが、今までの状況を見て、ゼロの年もあるため、目標を2法人としました。

具体的な推進方法としては、県や機構等の関係機関との連携、企業参入の推進、新規参入に関する調整、農地バンクの活用です。評価方法については記載のとおりです。

第3「地域計画」の目標を達成するための役割について、これについては、日々の委員さんの活動である農地の見回りや意向把握等が役割となりますので、それについて示しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ただいま、事務局により説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をしてください。

（質問、意見なし）

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。
本件は、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。</p>
議 長	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告第15号から第20号までを一括して審査を行います。</p> <p>農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようなので、報告事項を終わります。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。</p>
各委員	<p>次に、各調査区での活動状況を報告していただきます。</p> <p>報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。</p> <p>(活動状況報告：省略)</p>
議 長	<p>次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。</p>
事務局	<p>(その他・連絡事項について説明)</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p>
事務局	<p>(質疑応答)</p>
議 長	<p>それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>閉会にあたり副会長があいさつをいたします。</p>
副会長	<p>長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。</p> <p>本日はご苦勞様でした。</p>